

## 後期高齢者医療制度のお知らせ ～制度の見直しについて～

### ■均等割の軽減割合が見直しされました

保険料均等割の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

#### 【令和2年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
330,000 円 (かつ、被保険者全員が所得 0 円) ※年金収入のみの場合、受給額 800,000 円以下	7 割軽減
330,000 円	7.75 割軽減
330,000 円 + (285,000 円 × 世帯の被保険者数)	5 割軽減
330,000 円 + (520,000 円 × 世帯の被保険者数)	2 割軽減



#### 【令和3年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
430,000 円 + 100,000 円 × (給与所得者等の数 - 1)	<b>7 割軽減</b>
430,000 円 + (285,000 円 × 世帯の被保険者数) + 100,000 円 × (給与所得者等の数 - 1)	5 割軽減
430,000 円 + (520,000 円 × 世帯の被保険者数) + 100,000 円 × (給与所得者等の数 - 1)	2 割軽減

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

\* 給与等の収入金額が 550,000 円を超える方。

\* 公的年金の収入金額が 600,000 円 (65 歳未満)、1,250,000 円 (65 歳以上) を超える方。

### ■保険料の計算方法 (令和3年度)

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均 等 割 【1人当たりの額】 52,048 円	+	所 得 割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (令和2年中の所得 - 最大 430,000 円) × 10.98%	=	1 年間の保険料 【限度額 640,000 円】 (100 円未満切り捨て)
--------------------------------	---	--	---	--

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※所得とは、前年の「収入」から必要経費 (公的年金等控除や給与所得控除額など) を引いたものです。

※前年の所得金額により、430,000 円の控除額が異なる場合があります。

◎問い合わせ先 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601

小平町保健福祉課保険係 (内線 271・287)

